平 成 30年 8月 6日

都道府県医師会 社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事 松本 吉郎

平成30年度診療報酬改定関連通知の一部訂正の送付について (医療機器及び検査の保険診療上の取扱いに関する通知の訂正)

下記の通知について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありましたので、お知らせ致します。

なお、今回の訂正は、いずれも医療機器及び検査の保険診療上の取扱いに関する通知の訂正となっております。

また、別添 1 につきましては、平成 30 年 6 月 21 日付事務連絡(平成 30 年 6 月 22 日付 (保 74))にて訂正が示されておりますが、訂正に誤りがあったため、今回改めて平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 10 号からの訂正が示されておりますのでご留意下さい。

つきましては、今回の訂正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

- 別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (平成30年3月5日付保医発0305第10号)
- 別添2 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正 について

(平成30年5月31日付保医発0531第3号)

(添付資料)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部訂正について (平30.7.31 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡 平成30年7月31日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 都道府県民生主管部(局)

国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の 一部訂正について

下記の通知につきまして、別添1及び別添2のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の 保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

- ・「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (平成30年3月5日付保医発0305第10号)(別添1)
- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正 について」

(平成30年5月31日付保医発0531第3号)(別添2)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (平成30年3月5日付保医発0305第10号)

- I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項
 - 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い
 - 019 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

PCA型は、注射又は硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入若しくは 硬膜外神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入の際に、PCA (Patient Controlled Analgesia) のために用いた場合に算定できる。なお、本材料を算定する場合には、第6部注射の通則第4号に規定する精密持続点滴注射加算又は硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入における精密持続注入加算若しくは硬膜外神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入における精密持続注入加算は算定できない。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成30年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第3部第1節D006-2に次を加える。
 - (3) BRACAnalysis診断システムBRCA1/2遺伝子検査は、区分番号「D006-2」 造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、区分番号「D006-4」遺伝学的 検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数2回分を合算した点数を準用し て算定できる。
 - ア 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA 1 遺伝子及びBRCA2遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。
 - イ 本検査は、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門 的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医 療機関で実施すること。
 - ウ 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。